平成２３年（フ）第８５０８号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号
債務者　河村　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５１３号
大阪市住之江区新北島２丁目２番48―101号
債務者　荻原　　学（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２１号
埼玉県戸田市下前１丁目10番15―603号　県営下前団地
債務者　石関　修作
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
千葉県銚子市双葉町６番地の24
債務者　八田　博子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２４号
千葉県東金市中野641番地１　７号棟
債務者　小島　裕子（旧姓原島）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１０号
愛知県安城市百石町１丁目２番地10　ユーハウス202号室、住民票上の住所名古屋市中区千代田３丁目４番17号　ルネ鶴舞306号
債務者　丸岡　泰正（旧姓塩津）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
愛知県碧南市照光町２丁目70番地　レオパレスほうえい211号、前住所名古屋市港区津金１丁目13番12号　レオパレス東海通第２―106号
債務者　黒野　　進
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
愛知県岡崎市朝日町４丁目70番地　アメニティ天野D、前住所愛知県岡崎市大西１丁目12番地33
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
三重県多気郡明和町大字佐田954番地３
債務者　木下千代美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１０５号
三重県多気郡明和町大字佐田954番地３
債務者　長島　正光
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４１号
京都府舞鶴市溝尻町37番地15―201号
債務者　杉浦　彰彦
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
京都府舞鶴市字布敷７番地５
債務者　稲葉　稔一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目16番17号　九電原良社宅103号
債務者　宮之原紀子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目18番15号　中園荘101号
債務者　髙原　　義
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
北海道亀田郡七飯町本町１丁目５番19号
債務者　櫻田　芳夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４６２号
北海道亀田郡七飯町本町１丁目５番19号
債務者　櫻田　洋美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４８４号
函館市高盛町37番８号
債務者　山田　信子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所